

ノスクマードニュース 1 2005

パテントニュース

尿でがんを早期発見 トランスジェニック 特許出願

医療研究用試薬製造メーカーのトランスジェニック（熊本県益城町）は、尿検査の感度を高め、早期がんの発見もできる新しい技術を開発し、特許を出願したと発表した。

同社によると、尿中のジアセチルスペルミンという物質が、がんができると、平常よりも増えることに着目。量を正確に測定できる技術を開発した。すい臓や肝臓、子宮、卵巣、肺などの早期がんも見つけることができるという。

デザインニュース

ブランドの無断使用認めず 商品形態模倣にも刑事罰

経済産業省は20日、有名商標（ブランド）の無断使用や、商品形態を模倣して作った「偽物」の販売を刑事罰の対象とするよう、不正競争防止法などを改正する方針を明らかにした。

「シャネル」など有名ブランドを飲食店や風俗店の店名にし、民事紛争となっている事例もあるため、商標保護を強化する必要があると判断。玩具や衣料・雑貨のデザインを模倣した商品の販売も、商標が付いていなくても罰則対象とする。

ブランドニュース

ホンダ、中国企業に勝訴 「HONGDA」は不可

日本の二輪車最大手ホンダが、「HONDA」に酷似した「HONGDA」の商標で二輪車を製造している中国メーカー「重慶力帆実業集團有限公司」（重慶市）を商標権侵害として訴えた訴訟で、北京市の第二中級人民法院（地裁）がホンダ側の主張を認め、重慶力帆に商標使用差し止めと147万元（約1850万円）の損害賠償支払いを命じた。

日本貿易振興機構北京センターによると、日本メーカーが関係する二輪車の商標侵害事件では最高の賠償額という。

株式会社ノスクマード® インスティチュート®

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

（トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。）

ノスクマードニュース 2 2005

パテントニュース

「一太郎」「花子」の販売禁止、東京地裁が松下の主張認める判決

ジャストシステムのワープロ・ソフト「一太郎」と画像処理ソフト「花子」が特許権を侵害しているとして、松下電器産業がジャストシステムを相手取って起こしていた裁判で、東京地方裁判所は2005年2月1日、松下電器産業の主張を認め、両ソフトの製造と販売の禁止、および製品在庫の廃棄を命ぜる判決を言い渡した。ジャストシステムは判決後の記者会見で、「判決は大変不服で、直ちに控訴する」との意向を示した。

デザインニュース

「高齢者の散髪も考慮した設計」、松下電工の電動散髪器具

松下電工は、小型／軽量化した普及モデルのコードレス式電動散髪器具「カットモード」を、発売すると発表した。松下電工によれば、電動散髪器具の市場では、従来のように親が子供の髪を切るだけでなく、高齢者を中心とした大人の散髪需要が増えている。価格の手ごろさとあわせて、操作のしやすさを求める声が多くなってきたという。

ブランドニュース

コピー商品商標登録で本物撤去 中国で「クレヨンしんちゃんグッズ」

中国でも大人気の漫画「クレヨンしんちゃん」のキャラクター商品を出版元の双葉社が上海などで販売したところ、絵柄をコピーした商品が中国語名の「クレヨンしんちゃん」として既に商標登録されていたため、本物が「商標権侵害」として売り場から撤去させられていたことが分かった。同社は今年1月、コピー商品の商標登録取り消しを当局に請求した。

株式会社ノスクマード®インスティチュート®

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

ノスクマードニュース 3 2005

最新トピックス

◆エプソン、発明報奨制度に「ハイリターン型」導入

セイコーホームズは選択制の発明報奨制度を導入する。売り上げ貢献などに応じ4万円～数百万円を得る従来方式に加え、確実な報奨は数千円のみだがライセンス収入が入れば一定の比率で報奨が上昇し億円単位の対価も期待できるコースを新設する。発明対価訴訟のリスクを抑えつつ技術者の意欲を引き出す狙いがある。規格・技術の標準化競争が激しい家電などで同様の動きが広がる可能性がある。

◆車名に「Q」使うな 日産、アウディを提訴

北米日産は、高級車ブランド「インフィニティ」が車名に使用しているアルファベットの「Q」を、ドイツの自動車大手フォルクスワーゲン（VW）傘下のアウディがスポーツタイプ多目的車（SUV）に使うのは権利侵害だとして、「Q」の使用差し止めと損害賠償を求めた。アウディは2006～09年に市場に投入予定のSUVについては「Q7」など「Q」を使う計画を発表。これに対し、インフィニティブランドの車名に「Q45」などQを使用する日産は「顧客に混乱を引き起こす」として、アウディによる権利侵害を主張した。

◆著作権法違反事件、JASRACが管理・監視強化へ

阪神タイガースの私設応援団「中虎（ちゅうとら）連合会」をめぐる著作権法違反事件を教訓に、作詞作曲者に勝手になりすまして著作権使用料を受け取る不正をなくそうと、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC、東京都渋谷区）は、作者不詳の曲のうちCD化されたものを、新たに整備する「作品データベース」で管理し、監視を強化することを決めた。

尚、販売元の「コロムビアミュージックエンタテインメント」は、発売する予定だった巨人、中日、広島の選手別応援歌のCD発売を中止すると発表した。

株式会社ノスクマード® インスティチュート®

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

（トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。）

ノスクマードニュース 4 2005

最新トピックス

◆産総研とNTTネオメイト、グリッド技術利用の個人情報保護システム開発

産業技術総合研究所（産総研、吉川 弘之理事長）とNTTネオメイト（西村憲一社長）は4月25日、04年4月から実施している「グリッド技術を活用した情報セキュリティ強化の共同研究」の成果として、「個人情報保護・管理システム」を開発したと発表した。ビジネスモデル特許および技術特許として申請中。

同システムは、個人情報を、(1)個人が特定できないように文字単位で細かく切り離し、(2)次に切り離した文字をかき混ぜ、(3)さらにグリッド技術を利用して複数のデータセンターに分散保管する点が特徴。霧散化した情報は、容易に復元できないように保管場所情報を暗号化して別に管理するため、悪意のある関係者や第三者による個人情報のもち出しが困難になる。また、グリッド技術により、情報は別々の場所に2重化して分散保管できるため、広域に分散保管することで災害などによる情報喪失リスクも回避できる。

◆中国での特許・実用新案・意匠の申請、4年で100万件超

中国で受理された専利（特許、実用新案、意匠）の申請件数は、2000年1月11日に100万件の大台を突破した後、2004年3月17日に200万件に達した。専利申請の開始から100万件目の達成までには15年がかかったが、100万件から200万件の達成まではわずか4年。国務院新聞弁公室が21日、北京での記者会見で明らかにした。

◆商標権の侵害 タイトル類似の雑誌に、販売差し止め命令

東京地裁は、富士重工の乗用車レガシイに関する雑誌「レガシyclub」を発行する出版社が、別の会社が発行する「Club LEGACY」が呼称が酷似していると発行と販売の差し止めを求めた訴訟で原告側の主張を認めた。「呼称は類似しており、誤認が生じる」として発行や販売の差し止めを命じた。

株式会社ノスクマード®インスティチュート®

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

ノスクマード®ニュース 5 2005

最新トピックス

◆ 米国、中国の知的財産権侵害問題でWTO提訴も

ゼーリック米国務副長官は5月16日、中国で音楽やソフトウェアなどの知的財産権侵害が広がっていることについて、世界貿易機関（WTO）への提訴もあり得る、と述べた。

同副長官は、ヘリテージ財団で講演し、「WTOへの提訴に必要な証拠を集められるかどうか、本格的に検討するつもりだ」との考えを示した。

米商工会議所のまとめによると、偽造品や海賊版などの影響で、米企業は中国で毎年、2000億ドルを上回る損失を被っているという。

◆ 三井住友銀行 特許を取引先企業に紹介

三井住友銀行と子会社のSMB Cコンサルティングは5月17日、大阪大学と東京農工大学が保有する特許技術を同行の取引先企業に紹介し、事業化を支援するサービスを開始したと発表した。技術移転の仲介にとどまらず、新技術の事業化計画まで銀行が手伝うのは初のケースという。

◆ 「二十四の瞳」の商標登録無効請求へ 小豆島の観光施設

壇井栄の小説「二十四の瞳」の舞台となった香川県・小豆島で、土庄（とのしょう）町の化粧品製造販売会社が「二十四の瞳」の商標登録を今年3月、特許庁から取得していたことが分かった。これに、同名映画のロケが行われた同島内の内海（うちのみ）町にある観光施設が「イメージが壊されるおそれがある」と反発、近く特許庁に商標登録無効を請求する。

商標登録したのは小豆島ヘルシーランド（柳生好彦社長）。同社は目の健康食品を開発中の昨年3月に登録申請。「二十四の瞳」は、奈良県の男性が74年に商標登録していたが、今年1月に失効し、3月に同社が後を継ぐ形で取得した。

株式会社ノスクマード®インスティチュート®

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

ノスクマードニュース 6 2005

最新トピックス

◆知財高裁 「一太郎」訴訟 初の大合議

ジャストシステム（徳島市）のワープロソフト「一太郎」などに特許権侵害部分があるとして、松下電器産業（大阪府門真市）が販売差し止めなどを求めた訴訟の控訴審で、知的財産（知財）高裁は初めて裁判官5人による大合議（裁判長・篠原勝美所長）の審理をした。裁判員制度の模擬裁判などのため、東京・霞が関の裁判所合同庁舎に昨年改修された806号法廷を使用。その後、1審で敗訴したジャスト社側が「松下の特許は進歩性がなく無効。請求は棄却されるべきだ」と主張。これに対し、松下側が「一太郎が持つ機能は、地裁判決が認定したように、松下側の特許の射程範囲内」などと反論し、約20分で終了した。

◆アイコンを一時無断使用 著作権担当の文化庁HP

文化庁は同庁ホームページの著作権関連ページで、米アップルコンピュータの文書作成用ソフトのマーク（アイコン）を一時、同社に無断で使い、著作権侵害の恐れがあったことを明らかにした。

文化庁によると、アイコンは書類の上にペンが描かれたデザインで、ホームページに追加した著作権関連のコーナーに使われていた。

コーナーの作成は同庁が外郭団体の著作権情報センターに委嘱。実際の作成を手伝った東京都内の会社が作成過程で仮の飾りとして使ったが、飾りの差し替えを忘れたままコーナーを公開してしまったという。同庁職員が気付いてコーナーを削除した。

◆ライブドア 「ホリエモン」商標登録 社長の知名度を事業に活用

ライブドアが堀江貴文社長の愛称「ホリエモン」の商標登録を特許庁に出願したことが分かった。同社は「堀江社長の知名度を最大限活用して商品化を進めたい」（広報宣伝グループ）と意気込んでおり、ニッポン放送買収劇などで一躍全国区となったホリエモンをコンテンツ（情報の内容）に活用したインターネット新サービスなどを検討中。

登録後は商標法に基づき、同社以外はホリエモン商標の利用ができなくなる。

株式会社ノスクマード®インスティチュート®

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

（トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。）